



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

第二次納税義務／贈与を原因とする所有権移転の実態

～離婚を前提とする財産分与であるとは認められず～

徴収法第39条は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った無償譲渡等の処分に基因すると認められるときは、権利を取得等した者は、受けた利益が現に存する限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う旨規定しています。今回は、請求人が、所有権移転の実態は離婚を前提とした財産分与であるなどと主張しましたが、認められなかった事例を紹介します。(令和元年6月18日裁決・棄却・TAINSコード：F0-8-238)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原処分庁が、納税者(滞納者)が請求人に不動産の所有権を移転したことが、国税徴収法に規定する無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に該当するとして、請求人に対して第二次納税義務の納付告知処分をするとともに、当該不動産及び請求人名義の自動車の差押処分をしたのに対し、請求人が、所有権移転の実態は離婚を前提とした財産分与であるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

- 1 滞納者は、滞納者が作成した贈与証書を法務局に提供し、贈与を原因とする所有権移転登記を行ったことが認められる。また、請求人は、贈与者を滞納者、贈与により取得した財産を本件各不動産とする贈与税申告書を提出していたことが認められる。加えて、請求人が滞納者に対して所有権移転に係る対価を支払った事実は認められない。これらの事実からすれば、請求人は、滞納者からの贈与により各不動産を取得し、所有権移転がなされたと認めるのが相当である。したがって、滞納者から請求人に対する無償譲渡等の処分があったというべきである。
- 2 請求人は、所有権移転は、平成28年8月から平成29年9月までの間に滞納者が受けた所得税等の調査を契機として請求人と滞納者の関係が悪化したことにより行われたもので、その実態は、離婚を前提とした財産分与であり、必要かつ合理的な理由に基づくものであるから、無償譲渡等の処分に該当しない旨主張する。しかしながら、離婚があったのは所有権移転から約1年2か月後の平成30年11月1日であり、また、請求人は、所有権移転がなされた平成29年9月7日から1年以上にわたり各不動産において滞納者と同居していたことが認められる。したがって、所有権移転が離婚を前提としてなされた財産分与であると認めることはできないから、請求人の主張には理由がない。
- 3 請求人は、仮に所有権移転が無償譲渡等の処分に該当するとしても、請求人が負う第二次納税義務は、請求人が地方税納付告知処分に係る第二次納税義務の履行をしたことにより消滅しているのであり、各差押処分には取り消すべき違法がある旨主張する。しかしながら、平成30年8月21日、滞納者自身が滞納地方税を完納したと認められ、当該完納により、請求人の地方税納付告知処分に係る第二次納税義務は消滅したと認められるが、請求人が〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇を借り入れた事実は認められるものの、請求人が当該借入金により請求人の地方税納付告知処分に係る第二次納税義務を履行したことを認めるに足る証拠は存在しない。したがって、請求人の地方税納付告知処分に係る第二次納税義務は、滞納者が、滞納地方税を完納したことにより消滅したと認められる。
- 4 以上のとおり、納付告知処分及び各差押処分は適法である。

……………(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判11頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。